

土岐市

総合計画審議会

が始まりました



「第五次土岐市総合計画」の策定について審議する「土岐市総合計画審議会」が始まりました。

この審議会は、市長の諮問に応じ計画について審議するもので、今年の秋までに意見をとりまとめ、市長に答申することになっています。

第一回審議会を開催しました

昨年、十一月二十日（月）に一回目の審議会が開かれ、委員の委嘱、会長の選出、審議の諮問などを行いました。

委員には、学識経験者や公募委員、関係諸団体の代表者や県議会議員、市議会議員など二十二人が委嘱されました。そのあと、学識経験者で名古屋大学教授の林上氏を会長に選出。続いて、諮問が行われ、塚本市長が「第五次総合計画の策定について審議会の意見を求める」旨の諮問書を林会長に手渡ししました。



第二回審議会を開催します

第二回審議会を次の通り開催します。

審議会は公開で行われ、傍聴できます。ご希望の方は会場へお出かけください。傍聴には事前の申し込みは不要ですが、傍聴人数多数の場合は、人数を制限することがありますので、ご了承ください。

■日時 二月一日（火）

午後一時三十分から

■場所 市役所三階大会議室

■議題 第五次土岐市総合計画策定についての審議

※会議の内容は、市役所玄關ロビーの情報コーナーおよび市のホームページでお知らせします。

詳しくは、総合政策課（内線211）へどうぞ。

多治見社会保険事務所

からのお知らせ

国民年金保険料 納付済額のお問い合わせ先

平成十四年四月から、国民年金保険料の収納事務が市町村から国（社会保険庁）に変更されたため、納付済額を確認される方は、多治見社会保険事務所へお問い合わせください。（※納付済額は、領収証書でも確認できます。）

なお、電話でのお問い合わせには、基礎年金番号が必要ですが、また、時間帯によっては、つながりにくいときがありますので、ご了承ください。

「公的年金等の 源泉徴収票」の交付

厚生年金および国民年金の老齢年金受給者全員に、平成十六年中の年金支払総額、社会保険料の金額（介護保険料）、源泉徴収税額

および控除内容を記載した「公的年金等の源泉徴収票」が、一月三十一日までに送付されます。（※障害年金や遺族年金は非課税なので、源泉徴収票は送付されません。）

この源泉徴収票は、確定申告をするときの添付書類として必要となります。

また、源泉徴収票の再交付が必要な方は、多治見社会保険事務所で手続きをしてください。

なお、平成十六年中に亡くなられた方の源泉徴収票は送付されませんので、必要な方は多治見社会保険事務所へ交付の申請をしてください。（※交付は、一カ月程度かかります。）

詳しくは、多治見社会保険事務所（☎②0255）へどうぞ。